# 広島県教育委員会会議録

平成31年4月24日

広島県教育委員会

# 広島県教育委員会会議出席者名簿

平成31年4月24日(水) 13:00開会

14:34閉会

1 出席者

教育長 平 Ш 理 恵 委 員 細 Ш 喜一郎 中 朗 村 志々田 まなみ いずみ 近 藤 菅 田 雅 夫

- 2 欠席委員 なし
- 3 出席職員

男 教 育 次 長 長 谷川信 管 理 部 長 池 田 克 輝 教 育 部 福 嶋 彦 長 乳幼児教育・教育支援部長 池 肇 田 参 廉 与 生 田 徳 理 事 榊 原 雄 恒 総 務 課 原 透 長 江 﨑 真 紀 秘 書 広 報 室 長 Щ 弘 義務教育指導課長 河 北 光 高校教育指導課長 竹 志 幸 洋 特別支援教育課長 三 浦 直 宏 生 涯 学 習 課長 坂 嘉 章 田

# 教育委員会会議臨時会日程

			貝
日程第1	会議録署名者に	ついて	1
日程第2	第1号議案	平成32年度に使用する教科用図書の採択基本方針 について	1
日程第3	報告・協議1	平成31年度広島県公立高等学校,特別支援学校高 等部及び広島県立中学校入学者状況について	3
日程第4	第2号議案	平成32年度広島県立中学校,高等学校及び特別支援学校高等部入学者選抜の基本方針について	5
日程第5	報告・協議2	高校生等の就職をめぐる状況について	8
日程第6	報告・協議3	特別支援学校における技能検定の実施状況等につ いて	11
日程第7	報告・協議4	広島県生涯学習審議会委員の選任に係る基本方針 について	13

平川教育長: それでは、ただ今から本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

まず、会議録署名者の件ですが、本件は会議規則第22条の規定によりまして、私から 御指名申し上げます。

会議録署名者として、細川委員及び中村委員を御指名申し上げますので、御承諾をお願いいたします。

(承諾)

平川教育長: 本日の会議議題は、お手元のとおりでございます。

議題のうち、公開になじまないものあれば、最後に回して審議したいと思いますが、いかがでしょうか。

(なし)

平川教育長: それでは、本日の議題は全て公開で審議することといたします。

### 第1号議案 平成32年度に使用する教科用図書の採択基本方針について

平川教育長: それでは,第1号議案,平成32年度に使用する教科用図書の採択基本方針について,

河北義務教育指導課長,説明をお願いいたします。

| 両椎養熱脊指導機: 平成32年度に使用する教科用図書の採択基本方針について提案いたします。

この教科用図書の採択基本方針については、4月22日月曜日に行われた第1回教科用図書選定審議会から答申を受け、提案するものであり、「1 提案の要旨」に示しておりますように教科用図書の適正な採択を行うためのものでございます。(1)は、県立学校で使用する教科用図書の採択基本方針でございます。(2)は、義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択基本方針でございます。また、この採択基本方針は、採択権者である市町教育委員会並びに国立及び私立の義務教育諸学校の校長に対して、適切な指導、助言又は援助を行うためのものでございます。

なお、7ページ以降に、参考資料として5点、教科用図書の採択について、教科用図書の検定・採択の周期、基本的な採択の仕組み、学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書、一般図書について、平成31年度教科用図書採択日程を添付しておりますので、後ほど御覧ください。

それでは、平成32年度に県立学校で使用する教科用図書の採択基本方針について説明 いたします。

1ページの別紙 1 を御覧ください。「1 採択基本方針」についてです。基本的には昨年度の基本方針を踏襲しております。「(1) 採択の基本」については、教育基本法や学校教育法の改正で明確にされた教育の理念や、目標及び学習指導要領に示された各教科の目標や内容等にのっとり、本県の児童生徒に最も適切な教科用図書を採択することとしております。「(2) 適正かつ公正な採択の確保」につきましては、国の通知を受け、「r 教科書発行者等による宣伝行為等に影響されることなく、採択権者の権限と責任において、採択における適正、公正を期すこと。」、「r 特定の教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することがないようにすること。」としております。「r (3)

開かれた採択の推進」につきましては、採択結果及び採択理由について、これまでどおり、採択後、遅滞なく公表を求めることとしております。また、教科用図書の研究のための資料や教育委員会会議の議事録についても、公表に努めることとしております。その他開かれた採択を推進する観点から有用と思われる情報の公表についても検討することとしております。

次に、「2 選定上の留意事項」についてです。留意事項は3点です。1点は、(1)において、各学校が教科書選定会議等を設置し、県教育委員会が作成した選定資料を参考にした調査研究に基づいて選定することとしております。2点目、(2)において、学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書について、教育目標の達成上、教科の主たる教材として適切なものを選定することとしております。3点目、(3)において、特別支援学校の小・中学部で使用するもののうち、学校教育法附則第9条第1項の規定

による教科用図書については、この後、御説明いたします「平成32年度に義務教育諸学 校で使用する教科用図書の採択基本方針について」の「2 (3) 改正学校教育法附則第 9条第1項の規定による教科用図書について」の関係部分に準じて行うこととしており ます。

続きまして、義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択基本方針について、御説明 いたします。

2ページの別紙2を御覧ください。義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択基本 方針につきましても、法律の改正や、今回採択する教科用図書の校種や教科に当たって 変更した部分はございますが、基本的には、昨年度の基本方針を踏襲しております。

「1 (1) 採択の基本」では、県立学校の基本方針と同様に、教育基本法や学校教 育法の改正で明示された教育の理念や目標にのっとった採択をすることとしております。 さらに、採択権者においては、(ア)から(オ)の採択の観点に基づき、県教育委員会が 作成する選定資料を活用して、十分な調査研究を行うよう求めております。「(2) 正かつ公正な採択の確保」、また、「(3) 開かれた採択の推進」については、県立学校 の基本方針と同様に, 特定の教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与するこ とがないようにすることや採択結果及び採択理由について、これまでどおり、採択後、 遅滞なく公表することなどとしております。

次に,「2 方法,組織及び手続」を御覧ください。採択権者が適切な採択を行うため の方法等についてでございます。学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書 の採択につきましては、3ページの(3)イにありますように、各学校で教科書選定会 議等を設置し、教科用図書を種目ごとに選定するとともに、選定理由書を採択権者に提 出することとしております。ここで御審議いただきました基本方針は、この後、それぞ れの機関に通知し、これを受けて、各機関では本格的な採択事務が始まることとなりま す。選定審議会は、先日行いました第1回を含め計3回開催し、教育委員会会議では、 進捗状況や結果の報告など, 随時行ってまいります。

説明につきましては以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

平川教育長: ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がありましたらお願いいたします。

志々田委員:

たくさんの方に御協力いただいて、今年も順調にこの教科書選定が進めば良いなと思 っていますが、2日前にちょうど第1回の選定審議会が開かれたということですので、 そこで課題になっていることだとか、議論になったことがありましたら、可能な範囲で 結構ですので, 教えていただけますか。

河北義務教育指導課長 :

1点目は,「中学校は前回の採択から4年たち,今年度が新たな採択の年なので,1年 のみの使用となるが発行者を変えて良いのか」という質問がございました。それにつき ましては、「平成30年度検定において、新たな教科書の申請がなかったため、基本的には、 前回の平成26年度の検定に合格した教科書の中から採択を行うこととなります。変更は 可能ですが、採択権者の権限と責任により、適切に判断していただきたい」と回答して おります。

2点目の質問としましては,「この度,小学校用の教科書は新しい学習指導要領に基づ く教科書の採択となるが、調査研究の観点はこれまでと同じで良いのか」という質問が ございました。これにつきましては、新しい学習指導要領の教育課程による教科書を調 査研究するに当たって、その観点につきましては、変更することも含めて検討いたしま した。その結果、5ページの1(1)アの(T)、(T)、(T)、(T)、(T)、(T)の五つの観 点ですが、このうち、(ア)、(イ)、(オ)のいずれの観点も新しい学習指導要領の中で引 き続き重視されていること, また, (ウ)と (エ)につきましては, 教科書を調査する上 で重要な観点であることから、教科共通の観点については変更しないという結論に至っ たことを説明いたしました。また、観点は各教科共通ですけれども、観点をより具体に した「視点」というものを、それぞれの教科の特性を踏まえて設定していきます。この 度の選定資料作成においては、新しい学習指導要領を踏まえ、各教科の特質に応じた視 点や方法を設定し,調査研究していくこととなります。このような議論がありました。

志々田委員:

ありがとうございました。しっかり議論していただいていることがよく分かりました。 私も心配であったのは、新しい学習指導要領の下での初めての教科書選定の基本方針で すので、やはり変わっていない訳はないと思うので、恐らく観点は変わらなくても視点 は変わっていくのだろうと思いますし、これから求められる教科書の在り方というのは、 従来どおりではないことも多いかと思います。是非新しい視点や時代の流れをくんだ形 で,教科書選定についても視点が変わっていくと良いなと思いますので,引き続き研究

していただければと思います。

近 藤 委 員: 「開かれた採択の推進」のところで、「会議の議事録を作成したときは」という点なのですが、別紙1も別紙2も両方同じ文言になっているかと思うのですけれども、議事録の作成は義務ではないということなのかということが一つと、教育委員会会議は多分議

事録を作っているのですけれど、選定審議会というのも会議になってくるのか、別紙2の方はどういったものがその会議に当たるのかといった辺りを教えてください。

採択に係る有用な情報についても公開するようにしておりますけれども、これは、例えば、教科用図書選定審議会の委員の氏名であるとか、あるいは、選定審議会の議事録、あるいは配付資料や調査員の氏名、採択地区協議会委員の氏名、選定委員会の氏名などを考えております。これらにつきましては、8月31日に採択しますので、その後の公表

を検討していきたいと考えております。

近藤委員: つまり、別紙1の方の「教育委員会の会議の議事録を作成したときは」の、この会議

っていうのはこの会議のことですか。

河北義務教育指導課長: はい,この会議です。

近藤委員: 選定審議会の議事録はウの項に入ってくるという趣旨なのですか。

表」というところの情報に当たります。

近藤委員: 別紙2の方の教育委員会及び採択地区協議会の会議の議事録というのも, 市町の教育

委員会会議の議事録という趣旨なのでしょうか。

ては、県が、適正かつ公正な採択の確保ということで示して、これに準じて行ってくださいというものになります。今言われている、(3)の(イ)の教育委員会及び採択地区協議会の会議というのは、それぞれの採択地区あるいは教育委員会のものになります。

これを見ていただいて公表に努めていただくということにしております。

近藤委員: いずれも記載の仕方が「議事録を作成したときは」というのは、作成しなければ公表

しなくて良いと読めなくもないので。

山崎秘書広報室長: 補足させていただきます。

広島県教育委員会では、「広島県教育委員会が所管する附属機関等の会議の公開に関する規則」がございます。この中で、会議については、原則として公開するものと定められております。その方法といたしまして、傍聴と議事録の閲覧という二つの方法が示されております。どちらを選択するかというところは、それぞれの審議会や会議によって異なりますので、本県の教育委員会会議では、傍聴及び議事録の公表、いずれも行っておりますけれども、市町教育委員会、それから市町の採択地区協議会において、どういった方法を取られているかということについては、それぞれ必ずしも決まっているということではございませんので、このような書き方になっていると御理解いただければと思います。

近藤委員: 分かりました。

平川教育長: ほかに御質問,御意見ございませんでしょうか。

(なし)

平川教育長: 以上で本件の審議を終わります。

採決に移ります。

原案に賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

平川教育長: 全員賛成と認めます。

よって,本案は,原案どおり可決されました。

報告・協議1 平成31年度広島県公立高等学校,特別支援学校高等部及び広島県立中学校入学者状況

について

平川教育長: 続いて、報告・協議1,平成31年度広島県公立高等学校、特別支援学校高等部及び広

島県立中学校入学者状況について、竹志高校教育指導課長、説明をお願いいたします。

性高校教能導職: 平成31年度広島県公立高等学校,特別支援学校高等部等の入学者状況について御報告 いたします。

1ページの「1 公立高等学校、特別支援学校高等部」の「入学定員(A)」の欄を御覧ください。まず、平成31年度の公立高等学校入学者選抜における入学定員は、全日制本校について、「小計a」の欄にありますように、昨年度より120人減の1万5,760人となっております。全日制本校への「入学者数B」は、昨年度より119人減の1万4,909人となっております。分校及び帰国生徒を加えた全日制課程の入学者数は、中ほどより少し下の「高等学校(全日制)計」の欄にありますように、1万4,960人で、昨年度と比較し120人の減となっております。

次に、定時制課程の入学者数は331人、フレキシブル課程は441人、通信制課程は176人、合わせて948人で、昨年度と比較して39人の減となっております。

次に、特別支援学校高等部の入学者数は410人で、昨年度と比較して2人の減となっております。これらに専攻科の入学者数を加えた総計は、「総計」の欄にありますように、1万6,360人で、昨年度と比較し、166人の減となっております。

次に、県立中学校につきましては、「2 県立中学校」の「入学者数(B)」の欄にありますように、入学者数は279人で、昨年度と比較し、120人の増となっております。各学校の入学者状況につきましては、資料の2ページから4ページに記載しておりますとおりでございます。

説明は以上でございます。

平川教育長: ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。

細川委員: 2ページと3ページにわたりまして,全日制高校の状況が示されているのですが,一部報道等により,向原高校の定員割れが47人というのは,芸備線の不通によるものだというようなこともありましたが,それを含めて,一クラス分ぐらい定員割れをしている学校が数校ございますが,その理由を把握しておられたら教えていただければと思いま

す

性高版教育指導: まだ入学状況を整理したばかりでありますので、これから学校長等と連携を取って、 どういう状況かということは把握してまいる所存でございます。

細川委員: 大体いつ頃までにそれが分かりますでしょうか。

性温酸新脂ೣ : 次の入試というものがあって、入学定員が9月に発表になり、それまでに各学校が夏 休み中にオープンスクールをしたり、いろいろな広報をしたりいうことがありますので、 早い段階でしっかり学校と連携を取りながら、そういった情報を把握し、指導していく

ということで動いてまいりたいと思っております。

細川委員: 既に新年度がスタートしておりますが、一クラスも減になると、いろいろと学校経営 も不安定であったり、昨年度と比べて経費のかかり方とかも、いろいろと違ってくると 思います。その辺のところで、学校長も非常に危機感を持っているのではないかなと思 うのですが、早目に調査していただいて、的確に対応・指導していただければと思いま

す。よろしくお願いいたします。

中村委員: 入学者の状況ということですが、1学年1学級規模の高校の今後の状況というのが気になるのですが、今回は一応、入学者の状況ということですから、そういった学校の対応というのは、今後また現状を踏まえて検討していくという理解でよろしいですか。

性高酸新脂藻 : 委員に御指摘いただきましたとおり、そのような形で進めていきたいと思っています。 中村委員: 県立中学校で定員に1人満たないというのは、これは補欠、繰り上げ等、対応策を実

施しても1人埋まらなかったと、そういうことなのでしょうか。

志々田委員: 毎回お聞きしていると思うのですけれど、特別支援学校については定員がない学校に なりますので、ほぼ希望なさった方たちが入っておられると思うのですけれども、希望 されたけれども入れなかった方がいるのかどうか、また、施設等の適性から考えて、あ

まりにもたくさんの人が入り過ぎている学校はないか教えてください。

三端制技機前課: この度の入学者状況については、希望したけれども入れなかったという生徒はおりません。教室規模に対する入学者の状況ということでございますけれども、平成31年4月10日現在、県立特別支援学校の幼児、児童生徒数は2,230人ということで、昨年度の5月1日現在と比べまして、2名の増加となっております。昨年度の6月の補正予算により

まして、廿日市特別支援学校に8教室、黒瀬特別支援学校に4教室、呉南特別支援学校に8教室の増設をさせていただいたところでございます。現在の児童生徒数、学級数においては、何とか教室が確保できているという状況でございますけれども、近年、知的障害特別支援学校における児童生徒数の増加に伴いまして、各校とも必要な教室数の確保が難しくなっている状況ではございます。各校においては、必要な教室を確保するために特別教室を普通教室に転用するなどの工夫を行ってきております。これから特別教室の転用をした教室の解消等も課題であると考えておりますけれども、教育環境の整備に今後も努めてまいりたいと思っております。

志々田委員: 今年も収まってはいるということであろうかと思いますが、特別支援学校に行くと、

必ず、スペースがないとか、子供たちが本当は楽しみにしていた教室が普通教室に変わってしまったなどというお話をよく聞きます。早目早目にどれぐらい足りないのかということを明確にしておけば、予算の方に反映することもできるかもしれませんので、是非ともこれからも実態を継続的によく聞いてまとめていただければと思います。

三端則援續課: 現在,児童生徒数の推計を,いろいろな方法を使いまして見通しを立てているところ

でございます。それに基づいて、また、教室の不足等も考えられますので、早目に数字

を出して対応していきたいと考えております。

平川教育長: ほかに御質問,御意見ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

( な し )

平川教育長: それでは,以上で本件の審議を終わります。

第2号議案 平成32年度広島県立中学校,高等学校及び特別支援学校高等部入学者選抜の基本方針に

## ついて

平川教育長: 続いて,第2号議案,平成32年度広島県立中学校,高等学校及び特別支援学校高等部 入学者選抜の基本方針について,竹志高校教育指導課長,説明をお願いいたします。

怖誌談請講談: それでは、平成32年度広島県立中学校、高等学校及び特別支援学校高等部入学者選抜の基本方針について御説明いたします。

平成32年度広島県立高等学校入学者選抜の基本方針につきましては、1ページから 4ページにありますとおり、県立高等学校の入学者選抜においては、推薦入試である選抜 (I)、一般入試である選抜 (I) 及び二次募集である選抜 (I) により実施するものでございます。平成32年度入学者選抜につきましては、基本的な内容の変更はございません。

次に、6ページから8ページにあります平成32年度広島県立併設型中学校・高等学校 入学者選抜の基本方針について御説明いたします。

県立広島中学校、高等学校及び平成31年度に開校いたしました県立三次中学校並びに広島叡智学園中学校について定めた基本方針をお示ししております。昨年度から変更している点につきましては、9ページから12ページまでの新旧対照表のとおり、「第1 併設型中学校」については、昨年度、別に定めておりました広島叡智学園中学校の基本方針を一体化し、「1 広島中学校及び三次中学校」、「2 広島叡智学園中学校」としております。また、「第2 併設型高等学校」につきましては、三次高等学校及び広島叡智学園高等学校の記載を2及び3に加えております。その他につきましては、基本的な内容の変更はございません。

なお、資料の17ページから18ページに、平成32年度の選抜日程を参考として添付しております。基本的には、平成31年度の日程を踏襲しつつ、土曜日、日曜日や祝日を考慮して設定しております。

続いて、13ページにお戻りください。平成32年度広島県立特別支援学校高等部入学者 選抜の基本方針について御説明いたします。

16ページの新旧対照表のとおり、平成32年度入学者選抜につきましては、基本的な内容の変更はございません。

なお,資料の19ページに特別支援学校高等部の平成32年度の選抜日程を参考として添付しております。これについては,高等学校の選抜日程と同様に設定しております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

平川教育長: ただ今の説明に対しまして、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

近藤 委員: 県立中学校の件なのですけれども、広島中学校と三次中学校は志望理由書と調査書ということになっているのですが、広島叡智学園中学校の方は、志望理由書に加えて自己紹介書というものが入っているのですけれども、実際選抜をしてみて、この自己紹介書というものにどういう意義があるかというか、こういうことがよく分かるということがもしあれば教えてください。

情話較繁育指導展: 自己紹介書についてですけれども、志望理由書は志願者本人の本校に対する志願動機や意欲を把握するために実施していると確認しております。自己紹介書では、これまで志願者本人が頑張ったこと、また、興味のあることを把握し、選抜の資料として活用するという形で使わせていただいています。

中村委員: 近藤委員の質問にも関連するのですが、初めて選抜を実施した広島叡智学園中学校と 三次中学校ですが、やってみて、選抜に際して格別問題がなかったから、実質中身を変 えていないと、そういうことなのですね。

竹志蔵教育指導展: はい、そのように把握しています。特段大きなトラブルでありますとか、困ったことがあったというようには報告いただいておりません。

中村委員: 申し上げるまでもないのですけれど、トラブル、問題がないというのは当然だと思うのですが、やはり学校の目的というか、趣旨どおりの選抜ができるような工夫をやはり常にしていくべきだと思いますので、そのようにお願いをしたいと思います。

榊 原 理 事: 私も広島中学校で校長をしていましたが、実際、問題を見たときに、広島中学校と同じ併設型中学校の三次中学校でも、問題の形というか内容が少し違っていて、それぞれこういった生徒を採りたいという学校の思いが表れたものだと思っています。それと、広島叡智学園中学校の場合は、お分かりのように2回選抜するという形で行われております。そういう中でよく生徒を見ようという、とても良い試験だと私は思っています。

志々田委員: 入試というのはとてもセンシティブな問題で、子供たちは少ない経験の中で、一生がかかっているというような不安が押し寄せることだろうと思いますし、それにまつわる誤解や様々な理解ができていなくて混乱するということがあってはならないと思います。今回の基本方針が策定された後、進路指導の先生方も含めて、先生方にどのような説明がされるのかということの計画をお聞かせいただけますか。

性語酸新指導級: 県としましては、この基本方針に基づきまして、今度は事務手続等を進めていくことになりますので、関係の校長でありますとか担当の先生を、10月だったかと思いますが、集めて、きちんと説明会を開くことにしております。また、その説明会に向けて、これまで幾らかやはりトラブル的なものがあったようには聞いておりますので、そういったものを整理して説明していくという方向で進めてまいりたいと思っております。

志々田委員: 繰り返しになりますが、プレッシャーのかかるものであるということを慎重に考えて、適切に、丁寧に対応して、多分進学塾だとかは、1回目の入試が終わった時点でいろいろな分析を加えてきて、いろいろな情報がこれから出てくると思うのですけれども、選抜をする我々県教委の側がぶれないように、惑わされないようにしっかり丁寧に説明をしていくことを心掛けていただきたいなと思います。

竹志蘭教育指導展: 入試ですので、学校がやはり自分たちが欲しい生徒というものを明確にして、それでそこに子供たちが求めてくるという方向で進めていかないといけないと思いますので、学校ともしっかり連携を取りながら、そういった子供たちが来るような仕組み、そして、混乱が起きないようなものにしていきたいと思っております。

細川委員: 志々田委員の今の御指摘に関連しているのですけれど、地元にいる者としては、初めての三次中学校の選抜ということで、学校側もそうだったのでしょうけれども、児童と保護者も非常にいろいろと御心配をされたことはあったと思います。お聞きするには、三次市内の塾は一杯になって、行くところがないので広島市まで通わせたという保護者もいるということですし、果たしてどういう選抜をされるのかということが、やはり保護者、児童にもしっかり理解をされていないと、いろいろなうわさとかが飛び交ったりすることもありましょうし、今年初めて、1回経験しましたので、その辺のところで大体お分かりになったかとは思うのですが、しっかりその辺のところの説明もしていただければと思っております。

性語的教育指導課長: 先ほども申しましたけど、オープンスクール等も開催します。そういったところで、 学校側が求める生徒像もですけれども、過去の事例等もうまく伝えながら、混乱が起こ らないように、正しく理解できるような形で進めていければと思っております。

細川委員: それと関連して、私、広島中学校の場合はよく存じ上げなかったのですが、この度、 三次中学校の開校式、入学式に臨みまして、たしか入学者の名前も記載されていなかっ たと思うのですよね。それと、出身小学校については伏せられておりまして、問い合わ せをしてもお答えいただけないような状況もあったと思うのですが、その辺のところの 理由は何かございますか。

細川委員: どなたが入学されたかということについては、個々の生徒についてどうのこうのということはないのですが、いわゆる出身小学校から何名入学されたかによってその地域の地元の中学校への進学数が減って、1学年2クラスだった学校が1クラスになるのではないかとか、中学校がなくなるのではないかという地元の市民、町民の人の危機感も地域によってはありました。そのようなこともありますので、中学校を作っていただくことは大変うれしいことなのですが、その反動についても、これからはよく考えていかなくてはならないのかなということを地域としても思っているところです。そういう意味で、学力の向上、しっかりした教育を受けさせるというものが地元にできたというのは大変喜んでいる反面、そういう心配が出てきたということがあるということも意見として言わせていただきたいと思いました。

平川教育長: それでは、事実確認も含めまして、この件については、後ほど採決をさせていただきます。

まず、1点目ですけれども、やはり個人情報の取扱いについては非常に丁寧に、シビアにやっているということであります。それに関わって、入学はしたのですけれども、氏名でありますとか、漢字のつづりであるとか、そういったことの確認がまだできてなかったということで、資料には今回記載できなかったと聞いております。あわせて、呼名もできなかったと回答いただいたところでございます。

細川委員: 事情は分かりました。私としては、個別のことではなくて、県北は、小さい学校がたくさんありますので、例えば、何々小学校から何名の入学者があったというのは、地元の人は非常に関心のあるところでありまして、その辺のところがせっかくスタートした三次中学校を盛り上げるためにも、地域を挙げてやっておりますので、いろいろな御意見も幅広くお聞かせいただくために、出身小学校ぐらいは教えていただけたらということを感じたから申し上げたということで御理解願います。

福嶋教育部長: 入試のことにつきましては、住民票の記載事項等々で確認をしていくのが通例なのですけども、恐らく校長は初めてのことで、慎重に慎重を期してということだったと思います。ただ、先ほどございましたとおり、この中高一貫校については、三次市全体を挙げて、いろいろな面で御支援いただいたり、さらには、注目の非常に高い状況を考えれば、もう少し積極的な公表に努めるべきだったということについては、十分反省もしながら、来年に向けて、改善に努めてまいりたいと思います。

榊原理事: 卒業式のときには、確かに中学校、高等学校全部書いて出しています。これはどの学校も多くやっていますが、入学式については、その時点では名前は出しておりません。 様々な事情で間に合わないこともございます。

もう一つは、呼名の話になりますと、今の間違いがあってはならないというのもあるのですけど、同時に、当時の広島中学校の場合、倍率が10倍とかということもございまして、学校ごとに、小学校ごとの競争という部分がございまして、それを非常に心配しておりまして、だから、今も、小学校ごとの発表は基本的にはしておりません。ただし、市町村別の発表はしているという状況でございます。そういったところでの判断であるかと思っています。

性高酸新譜課: 1点,出身小学校のことですけれども,学校要覧を中学校で作りましたら,そこには 大体出身小学校等が入ってきますので,そういったところでも分かってくるようになる かと思っております。 それともう1点,三次市教育委員会への情報提供をという話がありましたが,これについては,就学手続をする上で,三次中学校から,小学校に,何人入学したという情報を提供しており,手続の関係で通知も出しますので,そのときに市教委にも併せて写しが送られるということで情報共有するということになっております。

志々田委員: 今,最初に名前を公開しないというときに,子供一人一人の情報が確認できていなか

ったので公表をしなかったという校長先生のお話があったのですが,そんなことがあり

得るのですか。

性高校教育指導展: 私も現場でそういう行事等をする準備に関わったことがありますが、出てきたものの

確認を,二度三度丁寧にやらないといけないということと,そういう公表をしても良いかということで,写真もそうですが,承諾書のようなものを取って初めて,実際に行わ

れるので、そういう意味でこういう判断をされたと理解しております。

菅田委員: 先ほど細川委員から、三次中学校の新設で、塾に行ったり、親御さんたちにも大変な

影響があったということなのですけども,2020年に小学校に英語の科目ができ,もし,中学校入試に英語を入れるとなると,結構動揺とか,塾の対応とか,いろいろな影響が,非常に大きくなる可能性があるのですけども,令和2年の入試選抜基本方針の発表時期

をある程度早めるとか、そのようなことを考えていらっしゃるのでしょうか。

福嶋教育部長: まず、学習指導要領の改訂に伴って非常に大きな変更になりますので、当然入試制度

変更についても検討しなければならない状況にはなると思いますけども, 現段階はまだ 具体的なものにはしておりませんので, 今後, 委員に御心配いただいておりますような 混乱が起きないよう, 十分教育委員会としても注意しながら進めてまいりたいと思いま

す。

榊 原 理 事: 今御質問の中身が中高一貫教育校でということになりますと, ちょっと特別でござい

まして,広島県立中学校におきましては、学力検査を課さないということになっておりますので、そういう意味では、中学入試に英語が入るという問題はないと思っています。

平川教育長: ほかに御質問,御意見ございませんでしょうか。

(なし)

平川教育長: それでは、以上で本件の審議を終わります。

採決に移ります。

原案に賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

平川教育長: 全員賛成と認めます。

よって,本案は,原案どおり可決されました。

#### 報告・協議2 高校生等の就職をめぐる状況について

平川教育長: それでは、報告・協議2、高校生等の就職をめぐる状況について、竹志高校教育指導

課長,続けて説明をお願いいたします。

た高校教育指導展: 高校生等の就職をめぐる状況について御説明いたします。

まず、高等学校の状況について、資料の1ページを御覧ください。就職率、すなわち 就職希望者数に対する就職者数の割合は、1 (1) の「ア 就職状況」の表のとおり、99.1%で、この数値は前年同期と同じ値であります。この値は、「イ 就職率の推移」の表に示してありますとおり、直近10年間で最も高い就職率となっております。このように高い値を示したのは、高校生の就職環境が好調であることに加えて、各学校がこれまでの実績や生徒の状況等を踏まえ、早くから生徒との面談を丁寧に行うなど、組織的・計画的に就職指導に取り組んだ成果であると捉えております。また、ジョブ・サポート・ティーチャー10人を39校40課程に配置し、未内定者への就職指導や求人開拓の取組を強化したこと、また、広島労働局、県商工労働局などの関係機関と連携し、様々な就職支援策を実施した結果であると捉えております。

しかし、就職を希望しながらも就職できずに卒業した生徒が33人おります。県教育委員会といたしましては、早期に一人でも多くの卒業生が就職できるよう、関係機関と連

携しながら、未就職のまま卒業した33人に対する就職支援を行ってまいります。具体的には、各学校における組織的な取組として、ジョブ・サポート・ティーチャーや担任、 進路指導担当教員等が、定期的に卒業生と連絡を取り、情報提供や個別の相談を行うと ともに、ジョブ・カードへの登録や就職相談など、ハローワーク等の関係機関を有効に 活用するよう指導してまいります。

次に、特別支援学校の状況について、資料の2ページを御覧ください。平成31年3月の卒業者に対する就職者数の割合は、(1)の「イ 就職率の推移」の表に示しておりますとおり43.2%です。これは、福祉サービス事業でありながらも雇用契約を結ぶ、就労継続支援A型事業所の利用者を含んでおります。また、一般企業のみの就職者数の割合は41.1%となっており、いずれも過去最高の値となっております。就職者数の割合は,前年同期に比べ、A型事業所を含む就職率は2.1ポイント、一般企業のみの就職率は6.1ポイント増加しております。

このように増加した主な要因といたしましては、学年当初の就職希望者のうち、中途 で進路変更する者が少なく、そのまま就職につながった結果として考えておりますが、 ジョブ・サポート・ティーチャーによる企業開拓や生徒への就職指導、「特別支援学校就 職サポート隊ひろしま」の募集、特別支援学校技能検定の実施、職業コースの設置など、 職業教育の充実を目的とした取組の成果であると捉えております。

県教育委員会としましては、生徒に対して、より実践的な力を付けさせるとともに、働く意欲の向上や粘り強く取り組む態度を育成するよう、引き続き職業教育の充実を図ってまいります。また、企業等への障害者雇用の理解啓発を促す各学校の取組を支援してまいります。説明は以上でございます。

平川教育長: ただ今の説明に対しまして、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

近藤委員: 就職の状況というところなのですけれども、県教育委員会では、就職した後、短期で 離職した生徒のその後というのは、一定の期間継続して追っているのでしょうか。

性高酸類指導課: はい。離職率については、教育委員会でもずっと調べております。ここ3年以内の離職率ですけれども、広島県内の事業所に就職した者になりますけれども、36%となっております。ちなみに全国の数値が39.1%ですので、3.1ポイント全国よりは良いものの、やはり高い離職率で推移しているところでございます。

近藤委員: 短期で離職した生徒は、もう卒業後ということになるのですけれども、母校で相談というか、そういったものは受けられるのですか。

忧語散骸箭揩轢展: 先ほど申し上げた,ジョブ・サポート・ティーチャーという先生を学校に配置しております。それと,就職担当が,卒業後,しっかり追指導するということになっておりますので,もし離職したら,学校に足を運んで,若しくは,就職が内定した後に,何かがあってもハローワークに相談するであるとか,そういうアフターケアの方向性についてもガイダンスしておりますので,そういったものも使いながら支援をしているところです。

中村委員: 就職率が99.1%ということで、引き続き高率でこれは喜ばしいことだと思います。それと裏腹になると思うのですが、求人倍率でいうと3.65ということで、採用したくても採用できない企業が増えているということでもあると思います。ただ、そういう状況にありながら、今のお話をお聞きすると、3年以内の離職率が36%という高い数字ですよね。高校生の就職活動、企業からすれば採用活動というのは、大学卒の学生さんを採るのとはかなり違うやり方になっていると思います。つまり、自由に選ばせるという状況ではなかなかないと思うのですね。いろいろな形で学校の関与の仕方が問われるところはあると思いますので、一言で言いますと、ミスマッチにならないように、当然やっていただいているとは思うのですけれど、やはり36%という数字を見ると、今のままのやり方で良いかどうか、是非引き続き常に考えながらやっていただきたいと思います。これはお願いです。

それから、これは教えていただきたいのですけれど、特別支援学校の就職の状況で、A型事業所の割合が非常に下がってきていると思うのですね。一般企業が増えて、A型事業所の割合が非常に低くなっていると。これはどういう事情があるのか、もし分かれば教えていただきたいと思います。

三端制技機が課長: それぞれの学校、生徒によって状況は違うとは思うのですけれども、就職を目指すということに関しては、やはり生活を安定させるということもありますので、できれば一般企業に就職して収入をきちんと確保したい。A型の場合は、大体全国平均で6万とか7万円ぐらいということですので、知的障害特別支援学校に配置しているジョブ・サポ

ート・ティーチャーも,一般企業の職場開拓であるとか,就職を目指して指導していただいているので、その影響が出ているのかもしれません。

中村委員: A型事業所自体が減っているとか、そういうことではないですか。

わりよう。

志々田委員: 就職したい子たちが就職できている状況というのは、良い社会状況となっているのだと思います。就職するときに本人の希望にかなった仕事に就けているかという質の問題というのもとても大事だろうと思うのですが、これは高等学校と特別支援学校の両方お聞きしたいのですけれども、おおむね皆が希望しているような仕事に就けているのか、それとも、マッチングが難しい状況にあるのか教えていただけますか。

三端制技機前職: 先ほど、今年度の就職率が過去最高で、その理由として、当初就職を希望していた生徒が最後まで就職に結び付いたということが一つの要因であると申し上げましたけども、それは、生徒の希望する仕事、又は生徒の障害特性を踏まえた実習先や就職先を、ジョブ・サポート・ティーチャー、あるいは特別支援学校の教諭が探してマッチングを丁寧にした結果、途中で挫折することなく最後まで行ったものと考えております。そういう点で、特別支援学校においては、マッチングというところを最重視して取組をしていると考えております。

先ほど離職率という話がありましたけれども、特別支援学校においては、過去3年以内の離職というのが大体10数%前後で推移しておりますので、そういう点でも生徒の実態に応じた、また、希望したような仕事に就けるよう指導していると考えております。

志々田委員: 安心しました, ありがとうございます。

管田委員: 先ほどから出ているジョブ・サポート・ティーチャーなのですけれども,その人たちが,どういう研修を受けられたり,企業訪問とかをどの頻度でされているかといったことが分かれば教えていただきたいのですが。

平川教育長: それでは、これも高校教育と特別支援教育とで分けて御説明させていただきます。

忧語教育指導展: まず、ジョブ・サポート・ティーチャーですけれど、毎年公募をかけて募集しております。条件の中で、民間企業で15年以上経験のある方としておりますので、ある程度、民間の中での動き方が分かっている方になっていただいています。今年は11人採用しておりますけれども、50歳以上の方が非常に多くて、企業といろいろなネットワークを持っておられる方がしております。そうは言っても、やはり毎年企業に足を運んで、自分が抱えている生徒の良いところをしっかり伝えながら、それらのマッチングでありますとか、子供たちのやる気を高めるような動きをしていると聞いておりますので、企業訪問で今かなりの数、足を運んでいただいているという状況でございます。

三端制技機前職: ジョブ・サポート・ティーチャーの業務として、今掲げているのが、就業体験・職場実習の受入先、求人企業の開拓、関係機関との連携、それから、研修会の講師、研修会の講師と言いますのは、企業とやりとりをしていると、企業側が求める生徒像であるとか、教育について把握されますので、それを教員にしっかり伝えて、どういう人材を求められているのかということの講師をしたりですとか、生徒の面接指導、直接生徒と面接をしたりということもございますし、就業体験・職場実習における生徒の支援、実習の際の支援、また、ジョブ・サポート・ティーチャー同士の連携会議というようなものを開いて、どのようにすれば障害のある生徒が就職に結び付くかというような情報交換をしたりということで研修もしっかり行っていただいているところです。

中村委員: そのジョブ・サポート・ティーチャーで、あえて申し上げたいのですけれど、御自身の御経験とかネットワークは大事だと思うのですけれど、今の状況で言いますと、求人数が大幅に増えていますよね。ですから、過去採用の実績がない会社、企業もあるかもしれませんし、是非足を運んで、職場の状況とかを自分の目で見て確認していただく。あるいは、離職につながったケースで、どちらに原因があるのかということも、企業が原因かもしれませんし、そういうことを積み上げていくと、ミスマッチの防止につながるということもあるだろうと思いますので、ジョブ・サポート・ティーチャーに対する

そういう指導とか、サポートを是非お願いしたいと思います。

性志蔵教育指導課長: ジョブ・サポート・ティーチャーにつきましては, 有効に使っていきたいということ

で、午前中にジョブ・サポート・ティーチャーが集まって、企業開拓のいろいろな情報 交換でありますとか、有効な指導方法を情報共有し、午後からは、そのジョブ・サポート・ティーチャーに加えて、各学校の進路指導主事が集まって、その各学校の取組についてお互いに情報共有するという会を年3回行っております。そういうところで、今、 委員から頂きました御意見を反映しながら、より良い制度にしていきたいと思っており

ます。

細川委員: 報告・協議1の入学者状況のところに戻るのですけれども、やはり就職状況の良い学

校というのは、志願者も多く人気のある学校になっていると思うのですが、卒業するに当たって、県内各地の産業教育振興会で、学校と企業の協議する場を持っておられて、 そこの場で企業から学校への要望事項などが出ると思うのですが、何か御紹介いただけ

るものがあれば教えていただきたいのですけれども。

> とか、研修会を持っております。その場面で、企業から求める人材像等々のいろいろな要望でありますとか、御意見等を頂いて、それを基に各学校で取組を進めております。 各地区でやっておりますけれども、出てくる御意見というのは、粘り強い、コミュニケーション力というようなところから、やはりこれからの時代は、言われたことをするだけではなく、自らが考えて、一歩先の行動ができるような子が欲しいとか、様々な角度から御意見を頂いております。直接企業から先生方に御意見を頂きますので、学校側も

それを受けとめて指導を進めているという状況でございます。

細 川 委 員: そこでのいろいろな意見交換が大変有効であろうし,この就職状況等にも十分関係し

てきますので、今後とも綿密にしていただければと思います。

性調整 に にれを基に就職指導、もっと言えば、学校の特色作り、そういったところにもつなが

るような形での指導をしてまいりたいと思っております。

平川教育長: ほかに御質問,御意見ございませんでしょうか。

( な し )

平川教育長: それでは、以上で本件の審議を終わります。

#### 報告・協議3 特別支援学校における技能検定の実施状況等について

平川教育長: 続きまして、報告・協議3、特別支援学校における技能検定の実施状況等について、

三浦特別支援教育課長,説明をお願いいたします。

三端制度機能器: 特別支援学校における技能検定の実施状況等について御報告申し上げます。

資料1ページを御覧ください。表1にございますように、延べ受検者総数は1,947人、このうち1,917人が級の認定を受けております。なお、平成30年度は、西日本豪雨災害の影響で、第1回接客技能検定の中止及び交通遮断による第1回清掃技能検定辞退者の増加のため、平成29年度に比べ、受検者は延べ約120人減となっております。「(3) 認定状況」を御覧ください。級の認定状況につきましては、図1にお示ししたとおりです。総受検者数の98.5%がいずれかの級に認定されております。また、1級取得者から広島県障害者技能競技大会、ひろしまアビリンピックに参加する生徒がおり、平成30年度は前年度より4人多い27人が参加しました。技能検定を経験し、更に高い目標に向かって挑戦しようとする生徒が増えています。

次に,(4)技能検定における合理的配慮についてでございます。昨年度は延べ85件に対して合理的配慮を提供いたしました。技能検定に参加して自分の力が発揮できたという経験を積み,卒業後も自分から適切に支援を求め,社会参加することに生かしてほしいと考えております。

続いて、2ページを御覧ください。「特別支援学校就職サポート隊ひろしま」の登録企業者数は、平成31年3月末現在、321社でございます。平成29年度末に比べ、63社増加いたしました。企業の障害者雇用への理解啓発と生徒の就職支援のため、引き続き周知を図る必要がございます。また、地域の企業の採用担当者等を学校に招き、特色ある取組を情報発信しているところでございます。

続きまして、「3 就職状況」の就職率について御説明をいたします。

平成30年度特別支援学校高等部の卒業者431人に対し、一般企業への就職希望者は186人でございました。そのうち、平成31年3月1日現在、186人が内定を受け、一般企業への内定率は、速報値でございますけれども、現時点において過去最高の41.1%となっております。これら内定者のうち、知的障害特別支援学校の約83%の生徒が、この技能検定を受検しています。就職率が上がった主な要因は、学年当初の就職希望者のうち、中途で進路変更する者が少なく、そのまま就職につながったことが考えられます。

最後に,「4 今後の取組」でございますけれども,平成31年度も技能検定は5分野を, 上期,下期各1回の計10回,併せてサテライト型の技能検定を実施する予定でございま す。県教育委員会といたしましては,引き続き,生徒に対してより実践的な力を付ける とともに,働く意欲の向上や粘り強く取り組む態度を育成するよう,職業教育の充実を 図ってまいります。また,各校の企業等への障害者雇用の理解啓発を促す取組を支援し てまいります。

平川教育長: ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がありましたらお願いいたします。

志々田委員: 技能検定に熱心に取り組んでいる様子とか,実習で一生懸命頑張っている様子を,学校に行かせていただきますと,必ず見せていただくのですけれども,こういった直接的な技能を習得して就職につなげるということもそうですが,ここで自分が級を取れたということが,もっと前向きに就職をするとか,一人で生活をしていきたいというような気持ちにつながったり,そういったキャリア教育に大きな効果があると読み取っても良いのでしょうか。

Enaking 接続記録: そもそもこの技能検定の取組を始めた目的でございますけれども、生徒に目標と自信を持たせ、働く意欲や働くための知識、技能の更なる向上を図ることができる。また、学校における指導が技能検定に沿った指導内容となることで、具体的な評価項目を設定した段階的な指導を行うことができる。また、関係企業、団体にとっては、この技能検定に参画していただくことで、障害のある生徒の能力を客観的に評価することが可能となり、採用に当たっての判断の参考となるといったことを目的としております。委員がおっしゃられたように、この技能を直接的に卒業後に生かすというよりも、働くということ、目標を持って粘り強く取り組むというような生徒の育成を目指して取り組んでいるところでございます。

志々田委員: そういったキャリア教育の視点からすると、今ここに挙がっている分野だけではなくて、もっといろいろな、例えばICTであるとか、それから農業といったような、それぞれの生徒さんたちの興味関心に合った、そういう検定があっても良いのかなと思っています。なかなか新しいものを作るには手間も、それから御協力いただく方も必要なので、すぐにとは申し上げませんが、是非こういったキャリア教育の視点からメニューが広がっていけば良いなと思いますので、引き続き検討いただければと思います。

三瀬制財機新課長: 今,五つの分野で実施しているところでございますけれども、これから介護の就職先が増えたりといったことも加味しながら、福祉関係の技能検定も取り入れたらどうかというような声もお聞きしております。また、ワープロについても、今、ワードの入力だけでございますけれども、企業からのニーズはエクセルもできないかとかいうようなこともございますので、分野については、当然検討していかなければならないだろうとは思っておりますが、先ほど申し上げましたように、その技能を直接的にということではないので、どこまで拡大するかというのは、またしっかり検討して進めていきたいと思います。

菅田委員: サテライトでの技能検定というのは、平成30年度は初めてということですか。

Ei幣財機就課: サテライトの実施は平成30年度が最初ではなくて、4年くらい前から始まっていると 思います。

菅田委員: 前から継続的にやられている。

細川委員: 前もお聞きしたかと思うのですが、級の認定状況、図1のところの表で、左から、1級、2級、3級、4級と記載されているのだと思うのですが、10級は1割ぐらいいらっしゃって、9から5級ぐらいまでがすごく少なくて、それからまた急激に4、3、2、1級と増えるという、この理由というのは何かあるのですか。

三端制技機能器: 級の認定については、まず、検定に入る前に、身だしなみであるとか、手洗いであるとか、そういう基本ができていない場合、幾らその後、全て完璧にやり終えたとしても、それは10級にしかならないというような級の認定の基準になっております。それは、民間の協力していただいている方々から、幾ら上手に作業しても、衛生管理ができてなかったら会社を潰してしまう、身だしなみがきちんとできていなければ信頼を失ってしまうというようなことで、絶対そこは譲れないのだということで厳しくしてほしいという要望がありまして、もし最初の身だしなみのところで二つともできなかったら級がないとか、一つだけだったら、あとは評価されずに10級という形になります。ですから、最初がすごく難しいので、それを通り抜けると、かなり1級まで行く生徒が出てくるということになります。

細川委員: そういうところから気を付けていただいているということがよく分かりました。

それから、2ページ目の2(1)のところで、こちらに書いてある3社、特にいつも 御協力いうか、貢献していただいていると思うのですが、下段のところに、「企業の障害 者雇用への理解啓発と生徒の就職支援のため、引き続き周知を図る必要がある」とお書きいただいているのですが、企業周知がそんなになされていないのか、また、なされていないとしたら、どのように周知を図られようと思っているのかということを教えていただければと思うのですけれども。

三端制技機前課: ハローワークであるとか労働局であるとかと連携したり、また、地元の経済団体とも連携をして、こういう取組をしていますということで周知はしているのですけれども、登録企業数がまだ351社というところにとどまっているので、卒業者数から考えても、もっともっと広めていきたいという思いで、引き続き周知を図る必要があると考えておるところでございます。

細川委員: いろいろな場面で、やはり学校と企業が連携を取らなくてはならない部分がある、これもその一つであると思うのです。いつも申し上げておりますけれども、商工会議所連合会とかとも、また連携いただいて、この登録企業を増やすということに力を注いでいただければと思っております。また、そういうことがございましたら、御連絡いただければと思います。よろしくお願いします。

E端網技機前課長: ありがたいお言葉を頂きまして、また、商工会議所連合会等と連携をして御理解いた

だける企業をどんどん増やしていければと思っております。

平川教育長: ほかに御質問, 御意見ございませんでしょうか。

(なし)

平川教育長: それでは、以上で本件の審議を終わります。

#### 報告・協議4 広島県生涯学習審議会委員の選任に係る基本方針について

平川教育長: 続きまして,報告・協議4,広島県生涯学習審議会委員の選任に係る基本方針について,田坂生涯学習課長,説明をお願いいたします。

田坂生涯学習課長: 現在の広島県生涯学習審議会委員の任期が、平成31年8月11日で満了いたします。次期委員の選任に係る基本方針について御説明いたします。

資料の1ページを御覧ください。広島県生涯学習審議会は、生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律及び広島県生涯学習審議会条例等の規定に基づいて置かれております附属機関でございます。

審議会の任務は、「設置目的及び任務」の欄にございますとおり、生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項について、教育委員会又は知事の諮問に応じ、調査審議するとともに、必要な事項について意見を述べることとされております。昨年4月に、スポーツに関する事務が学校体育を除きまして、教育委員会から知事部局に移管されました。この際、生涯学習の幅広い分野にわたって協議できるよう、委員の定数が、これまでの15人以内から20人以内に変更されております。また、社会教育法の規定

により、社会教育に関する事項を調査、審議する会議を設置する必要がございますこと から、本審議会に、委員の定数を15人以内とする社会教育分科会を置くこととしており ます。これが生涯学習審議会の概要でございます。

表の一番下、「選考基準」の欄を御覧ください。委員の選考に当たりましては、生涯学習に関し、広くかつ高い識見を有する者のうちから、1から3に掲げる基準によって選考することとしたいと考えてございます。このうち、1の委員の分野につきましては、国の第3期教育振興基本計画の内容や本県の生涯学習振興方策を踏まえまして、学校教育、家庭教育、社会教育といった生涯学習の各分野に関する幅広い議論が可能となるよう、ここに掲げてございますような関係の方々から選任したいと考えております。

基準の2,原則として選任しない者及び基準の3,女性委員の登用に努めることにつきましては,他の審議会においても同様となってございます。今後慎重に人選を行いまして,審議会委員の候補者を提案させていただく予定としております。

なお、参考といたしまして、2ページに現在の委員名簿、3ページに昨年のスポーツに関する事務が移管になった際の生涯学習審議会条例の改正のイメージ、それから、5ページ、6ページに、国の第3期教育振興基本計画の概要を添付しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

平川教育長: ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がありましたらお願いいたします。

近藤 委員: 基本方針に直接関わる訳ではないのですけれども、生涯学習審議会委員の任務として、 生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項について、諮問を受けて、 調査審議ということなのですが、これまでというか、例えば昨年度、諮問があったのか というのを教えてください。

田坂生涯学習課長: 諮問という形で最近はされておりませんが、事務局から、最近の生涯学習施策や取組の方向なり結果というものを御説明させていただきまして、様々御意見を頂くという形で年2回開催させていただいているものでございます。

志々田委員: せっかく増えるということですので、幅広い人材を、また、団体推薦も良いのだろう と思いますが、生涯学習というのは、草の根的な活動もたくさんありますので、民間で 頑張っておられる方たちも是非広い視野を持って選んでいただければなと思います。

あと、もう一つ、20人になると協議会がとても大変になるということもあるかと思います。やはり15人で話してきたのと、20人になるのだと、なかなか会議の時間だとか様々な議題の整理だとかというのが難しくなると思いますので、是非とも効果的で効率的な運営をしていくためにも、先ほど近藤委員がおっしゃったように、諮問は、こちらとして何を検討してほしいのかということを明確にし、それに対して、その場で議論してもらう。もしくは、年に2回とは言わず、必要であれば開催をするというような柔軟な形で、より実効性の高い審議会になるように、今後、運営の方も改めて考えていってもらえればと思います。

田坂生涯学習課長: せっかく20名になりますので、幅広いということも当然でございますし、また、中身の濃いものにしたいと思ってございます。先ほど委員からもありましたように、団体だけでなく、実際に活動されている方にも入っていただきたいと思ってございますし、総花的な議論ではなくて、例えば地域学校協働活動のことでありますとか、家庭教育のことでありますとか、テーマを絞って議論するといった場面も今後は必要ではないかなと考えてございます。

平川教育長: ほかに御質問, 御意見ございませんでしょうか。

(なし)

平川教育長: それでは、以上で本件の審議を終わります。 これをもちまして本日の会議の全ての日程を終了いたします。